

犯罪被害者の方が平穏な日常を送れるように……

犯罪被害者等支援条例を制定しました。

令和6年4月1日から運用を開始します。

町では、万が一犯罪被害者になってしまった方やその遺族に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の支援についてその基本的事項を定めた「興部町犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しました。

犯罪被害者が再び平穏な日常生活を送れるよう、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

支援の概要

①相談窓口の設置

犯罪被害者が抱えているさまざまな問題について、役場住民課(住民活動環境係)が相談に応じます。

相談者に対し必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整や橋渡しを行います。

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時15分
(年末年始を除く)



②見舞金の支給

犯罪行為により死亡した町民の遺族や、犯罪行為により一定以上の被害を受けた町民に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。(申請が必要です)



対象 令和6年4月1日以降に犯罪行為の被害を受けられた方

	支給対象者	支給要件	支給額
遺族見舞金	被害者遺族	被害者の死亡	30万円
傷病見舞金	被害者本人	療養期間が1か月以上であると医師に診断されていること	10万円

電話相談(お問合せ先) 興部町役場 住民課(住民活動環境係) TEL 82-2164

ホームページ/QRコード詳細は興部町ホームページで確認

<https://www.town.okoppe.lg.jp/cms/>

【QRコード】

